税のお知らせ
Tax Infomation

国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）から普通徴収（口座振替）への変更について

●制度の概要

国民健康保険税（以下「国保税」という。）の納付方法が特別徴収（年金天引き）となっている方のうち、希望される方は申し出を行い普通徴収（口座振替）に変更できます。

●手続きについて

口座振替依頼手続きと普通徴収（口座振替）申出書の提出が必要です。

令和7年4月から特別徴収を中止し、7月からの普通徴収へ変更を希望する方は、令和7年1月20日（月）までに申し出をしてください。

そのまま、特別徴収を希望される場合には、手続きは不要です。

●提出先

美波町役場税務課もしくは由岐支所

●手続き後について

申し出から、年金天引きが停止されるまで数ヶ月程度必要になります。

申し出の時期により、年金天引きが停止される年金支払月が異なります。

●口座振替への変更でご注意いただきたいこと

国保税の納付状況等により、特別徴収から普通徴収への変更について、ご希望に添えない場合があります。

普通徴収に変更した後に国保税の滞納が発生した場合は、特別徴収に戻させていただきます。

●所得税・住民税等の社会保険料控除

国保税は、所得税・住民税等の社会保険料控除に算定できます。

特別徴収（年金天引き）は、特別徴収された方の社会保険料控除となります。

普通徴収は、国保税を支払った方の社会保険料控除となります。

●特別徴収の対象となる条件

①世帯主が国民健康保険の被保険者である。

②世帯内の国民健康保険加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満である。

③世帯主の公的年金の受給額が、年額 18 万円以上である。

④介護保険料と国保税の合算額は、天引きの対象となる年金受給額の 2 分の 1 を超えない。

※世帯主が 75 歳を迎える年度は特別徴収されず、普通徴収となります。

●特別徴収の開始月

令和 6 年 4 月 2 日から令和 7 年 4 月 1 日までの間に、65 歳に達する世帯主および美波町に転入した世帯主は、令和 7 年度から新たに特別徴収の対象となります。

令和 6 年 4 月 2 日から令和 6 年 10 月 1 日までの間に、65 歳に達する世帯主および美波町に転入した世帯主は、原則、令和 7 年 4 月から特別徴収が始まります。

令和 6 年 10 月 2 日以降に、65 歳に達する世帯主および美波町に転入した世帯主は、令和 7 年 6 月以降から順次、特別徴収が始まります。

令和 7 年 4 ～ 8 月の特別徴収の金額は、令和 6 年度国保税の年間税額から計算した金額になります。

美波町国民健康保険資格確認書について

令和6年12月2日以降、現行の被保険者証は新たに発行されなくなりますが、マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を交付します。

既に発行済の被保険者証をお持ちの場合は、有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」をお送りいたします。（令和7年7月頃に一斉交付、有効期限は1年間を予定。）

マイナ保険証をお持ちでなくても、「資格確認書」を医療機関等でご提示いただくことで、引き続き医療を受けることができますので、ご安心ください。

また、お手元にある被保険者証は、有効期限（最長　令和7年7月31日）まで利用できますので、廃棄しないようお願いします。

●資格確認書（見本）

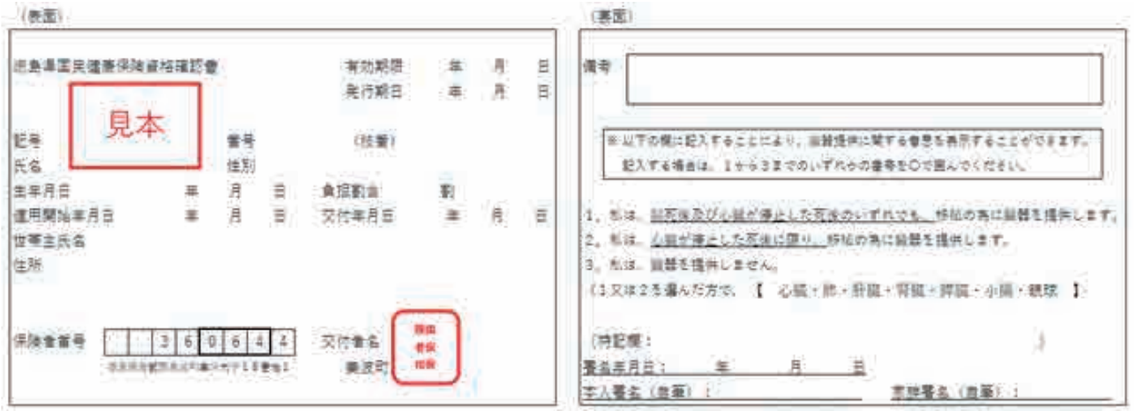

※今後、政省令の交付等により内容が変更になる場合があります。

●美波町国民健康保険からのお願い

令和6年12月2日以降、マイナ保険証の利用を基本とした仕組みに移行しますが、国民健康保険への加入・喪失・変更等の各種届出はこれまで通り必要ですので、窓口にてお手続きをお願いします。

【お問い合わせ】役場税務課☎ 0884-77-3615

土地の異動や家屋を新築または取り壊した場合は届出をお願いします

固定資産税の基準日は毎年1月1日となり、この日の現況・所有者等で賦課いたします。特に、家屋を取り壊した場合については、役場税務課へ家屋滅失届を提出してください。この届出がない場合、固定資産課税台帳から登録が抹消されず、固定資産税が課税されたままとなることがあります。また、登記されている家屋を取り壊した場合や土地の異動については、法務局で滅失登記及び登記をされますようお願いします。

【お問い合わせ】
役場税務課固定資産税担当☎ 0884-77-3615